

佐倉市保育園等の利用に関する規則（平成27年3月31日佐倉市条例第27号） 第1条関係

改正後	改正前
<p>(利用調整) 第4条 部長は、前条の規定による申込みを受けたときは、必要な調査を行った上で、次項及び第3項に規定する優先順位の高い者から順に保育園等の利用を決定するものとする。</p>	<p>(利用調整) 第4条 部長は、前条の規定による申込みを受けたときは、<u>当該申込みをした保護者又は乳児若しくは幼児（以下「児童」という。）</u>を面接するとともに必要な調査を行った上で、次項及び第3項に規定する優先順位の高い者から順に保育園等の利用を決定するものとする。</p>
<p>2～5 (略) (台帳)</p>	<p>2～5 (略) (台帳)</p>
<p>第6条 部長は、<u>乳児又は幼児（以下「児童」という。）</u>について保育園等の利用を決定した場合は、家庭状況その他必要な事項を記載した保育上の基礎台帳である保育児童台帳を作成しなければならない。</p>	<p>第6条 部長は、保育園等の利用を決定した<u>児童</u>について、家庭状況その他必要な事項を記載した保育上の基礎台帳である保育児童台帳を作成しなければならない。</p>
<p>(広域入所)</p>	<p>(広域入所)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2 部長は、他の市区町村の長又は福祉事務所の長から市内の保育園等の利用について協議を受けたときは、当該協議内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が<u>次の各号のいずれかに該当する場合に限る。</u></p>	<p>2 部長は、他の市区町村の長又は福祉事務所の長から市内の保育園等の利用について協議を受けたときは、当該協議内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が<u>市内に在勤若しくは在学又は出産のため市内の親等の住居に滞在する場合に限る。</u></p>
<p>(1) <u>市内に在勤し、又は在学する場合</u></p>	
<p>(2) <u>出産のため市内の親等の住居に滞在する場合</u></p>	
<p>(3) <u>市内に転入する予定がある場合</u></p>	
<p>(4) <u>別表第1の番号9の保護者の状況の区分に該当する場合</u></p>	
<p>(5) <u>当該年度の4月1日時点で満5歳である児童の保護者が市外へ転出した後も別表第1に掲げる保護者の状況の区分のいずれかに該当する場合</u></p>	
<p>3 前項の場合において、他の市区町村の長又は福祉事務所の長から市内の公立保育園（市が設置する児童福祉法第35条第3項の規定により設置された児童福祉施設（保育所に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の利用について協議を受けたときは、市内の公立保育園に既に在園している当該年度の4月1日時点で満5歳である児童の保護者が市外へ転出した後も当該公立保育園</p>	<p>3 前項の場合において、他の市区町村の長又は福祉事務所の長から市内の公立保育園（市が設置する児童福祉法第35条第3項の規定により設置された児童福祉施設（保育所に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の利用について協議を受けたときは、市内の公立保育園に既に在園している当該年度の4月1日時点で満5歳である児童が市外へ転出した後も当該公立保育園を継続し</p>

改正後							改正前						
を継続して利用することを希望している場合を除き、市内の公立保育園の利用を認めないものとする。							て利用することを希望している場合を除き、市内の公立保育園の利用を認めないものとする。						
4 (略)							4 (略)						
別表第1 (第4条関係)							別表第1 (第4条関係)						
番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育 必要 量	保育 の実 施の 期間	番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育 必要 量	保育 の実 施の 期間
5	災害		震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	標準 又は 短時間	最長 就学 前ま で	5	災害		火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	標準 又は 短時間	最長 就学 前ま で
6	就学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設等に通学又は通所してい	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり4時間以上就学している。	26	標準 又は 短時間	最長 就学 前ま で								
		月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	22										
		月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	14										
		上記以外の状況で就学している(月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。)	10										
	就学(予定を含む。)	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり4時間以上就学している。	26	標準 又は 短時間	最長 就学 前ま で								
		月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	22										
		月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	14										
		上記以外の状況で就学している(月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。)	10										

改正後						改正前					
		ることをい い、予定を含 む。)									
(略)						(略)					

備考
 1・2 (略)
 3 保護者が月13日以上勤務し、1日当たり4時間以上就労している場合にあっては、休憩時間のうち1日当たり1時間までを就労時間とし、この時間を合算した時間により、保護者の状況の区分を適用する。
 4・5 (略)

別表第2 (第4条関係)

番号	世帯の状況	調整 指数
(略)		
12	申請児童以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が保育園等（認定こども園にあっては、保育所等であるものに限る。以下「特定保育園等」という。）に在園していること（ <u>市内の特定保育園等に在園している兄弟姉妹に限る。</u> ）。	7
13	市外から転入することとなり、又は転入した児童に係る保育園等の利用の申込みであって、申請児童が、転入前から利用開始希望日（その利用の申込み（申込みが2回以上にわたる場合は、最初の申込み）に係る利用を希望する期間の初日をいう。）の2カ月前の日後に至るまで引き続き市外の特定保育園等に在園しており、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること（ <u>市内の特定保育園等の利用</u>	6

備考
 1・2 (略)
 3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

番号	世帯の状況	調整 指数
(略)		
12	申請児童以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が保育園等（認定こども園にあっては、保育所等であるものに限る。以下「特定保育園等」という。）に在園していること。	7
13	転入前に <u>特定保育園等に在園し、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること（利用を希望する期間の初日前2か月以内に、市外の特定保育園等に在園していた場合に限る。）</u> 。	6

改正後			改正前		
	が決定するまでの間に限る。)				
14	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設を有料で2か月以上(4月から保育園等を利用するための一次申込みを行った場合においては、1か月以上)利用(当該期間の各月において13日以上、1日当たり4時間以上勤務している場合に限る。)し、当該施設の証明書の提出があること(育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。)	6	14	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設を有料で2か月以上利用し、当該施設の証明書の提出があること(育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。)	6
15	震災、風水害、火災その他これらに類する災害による避難を目的とした転入又は転入予定等であること(市内の特定保育園等の利用が決定するまでの間に限る。)	6			
16・17	(略)		15・16	(略)	
18	兄弟姉妹が別々の特定保育園等に入園している場合において、次のいずれかの状況に該当していること。 ア 当該兄弟姉妹の在園する特定保育園等への転園を希望していること。 イ 当該兄弟姉妹が転園を希望している特定保育園等と同一の特定保育園等への転園を希望し、かつ、当該兄弟姉妹が市外の特定保育園等に在園していること。	5	17	兄弟姉妹が別々の特定保育園等に入園しているため、同一の特定保育園等への転園を希望していること。	5
19	双子が同時に市内の特定保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。)	4	18	双子が同時に特定保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。)	4
20	兄弟姉妹2人以上で同時に市内の特定保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(番号5及び12とは重複しない。)	4	19	兄弟姉妹2人以上で同時に特定保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(番号5及び12とは重複しない。)	4
21	(略)		20	(略)	
22	保護者以外の同居の65歳未満の祖父母が別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分のいずれにも該当しないこ	-10	21	保護者以外の同居の65歳未満の祖父母が保育可能であること。	-10

改正後				改正前			
		と。					
	<u>23・24</u>	(略)			<u>22・23</u>	(略)	

附 則（令和×年×月×日佐倉市規則第×号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の佐倉市保育園等の利用に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、令和7年度における保育園等の利用の申込みから適用し、令和6年度までの保育園等の利用の申込みについては、なお従前の例による。